

角屋酒造株式会社従業員労働争議

- 一、名 稱 角屋酒造株式会社
- 二、所 在 地 福岡縣築上郡山田村大字四郎丸
- 三、事業の種類 酒造
- 四、資 本 金 拾萬圓
- 五、代 表 者 神 崎 薫
- 六、従業員 數 十九名
- 七、争議参加員數 十三名
- 八、争議發生年月日 昭和十二年一月二十七日
- 九、同 解決年月日 同 年一月二十七日
- 十、發 生 原 因

従業員は住宅料並食事の給與を受け日給平均七拾五圓内外にて就業し居れるが事業の性質上稼働時間長く且物價騰貴によ

り待遇改善方を社人角田某を通じ懇願したるが一向之を取次
がざるを以て倉男十三名一月二十七日連署の賃金値上款願
書を提出したる處拒絶せられたるに因る。

十一、要 求 事 項

日給貳拾錢増額

十二、經過並解決

款願を拒絶されたる従業員は一月二十七日午後四時より怠業
に入りたるも附近の村民中酒造の経験ある者多き爲事業主に
於て格別の痛痒を感じざるにより却つて自己の將來を憂慮し
争議手段に出でたることを後悔せる状態に在りたる爲所轄八
景警察署にて調停斡旋したる結果従業員は即座に款願書を撤
回し事業主も將來考慮することを約し同日午後十一時解決し
た。